

厚生労働省
東京労働局発表
平成 28 年 6 月 29 日

担 当	雇用環境・均等部 指導課 課長 岩出 順一 統括労働紛争調整官 大久保 純子 電 話 03-3512-1609
--------	---------------------------------------------------------------------

平成 27 年度個別労働紛争解決制度の施行状況の訂正について

東京労働局（局長 渡延 忠）では、例年、個別労働紛争解決制度の施行状況として、①「総合労働相談」※1、裁判外紛争解決制度である②「労働局長の助言・指導」※2 及び③「紛争調整委員会によるあっせん」※3 の件数等を公表しておりますが、平成 28 年 6 月 16 日に発表いたしました平成 27 年度の数値について、転記ミス等による公表数値の誤差を確認しましたので、お詫びの上、別添のとおり訂正いたします。

今後は、このような誤りが起きないように、公表資料のチェック体制の強化を行い、再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ※1 「総合労働相談」：東京労働局、各労働基準監督署内、有楽町駅前の建物など20か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度
- ※3 「あっせん」：紛争当事者の間に、弁護士や大学教授など労働問題の専門家である紛争調整委員が入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度（無料）